

(別添)

**職員の要件**

運営事業を円滑かつ効果的に実施するために、下表の要件を満たす職員を配置すること。

区分	要件
専門相談員	①相談支援専門員の資格を有する者で次のいずれかを満たす者 ・相談支援専門員としての実務経験が2年以上かつ360日以上(平成26年3月31日までの見込可)あること。 ・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、看護師、保育士又は介護福祉士の資格を有すること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、看護師、保育士又は介護福祉士の資格を有する者で、障害分野の実務経験(※)が3年以上かつ540日以上(平成26年3月31日までの見込可)あること。 <b>【配置基準】</b> 専門相談員4人のうち2人以上は①の該当者とする。
相談員	相談支援専門員の要件を定める厚生労働省告示の「実務経験者」の規定における「3年」を「1年6月」に、「5年」を「2年6月」に、「10年」を「5年」に読み替えた者(センターに配置された年度の相談支援従事者研修を受講すること。)

※ 障害分野の実務経験とは、障害者(児)と関わる業務に従事した実務経験とする。